

2026年1月26日（月）

犬山市及び扶桑町における土壤汚染について

村田機械株式会社（京都府）が、犬山市及び扶桑町にまたがる同社犬山事業所において、土壤汚染状況調査を実施したところ、犬山市及び扶桑町地内で土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

村田機械株式会社

(2) 報告年月日

2026年1月26日（月）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県犬山市大字橋爪字曾理見3番3、字中島2番1、字野博1番及び字東中野4番3の各一部並びに丹羽郡扶桑町大字高雄字北郷188番1の一部

(4) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふつ素及びその化合物	2.4mg/L (3.0倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0~0.5m	3 / 158

注1：()内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

全ての調査地点で法に規定する土壤含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壤を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

村田機械株式会社 犬山事業所 業務支援本部 犬山総務グループ
住所：愛知県犬山市橋爪中島2番地
電話：0568-65-3101

4 調査対象地の概要

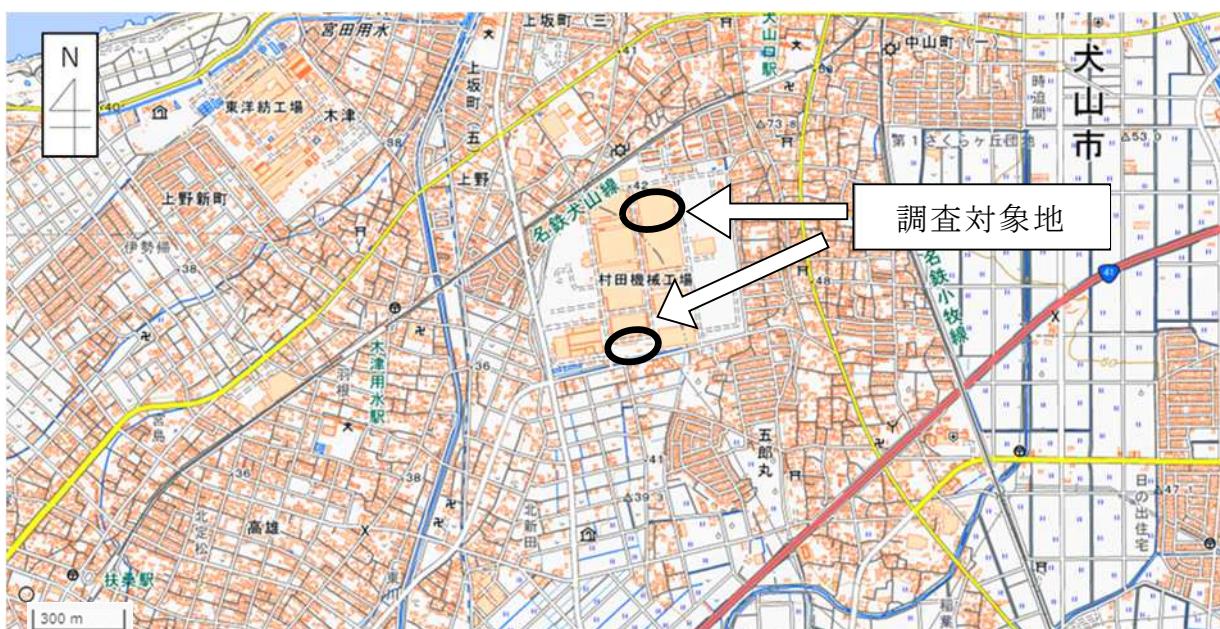
(1) 面積

15,634.12 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1962年から工作機械等の製造等を行っている村田機械株式会社犬山事業所の敷地の一部で、現在は工場建屋、材料置場、作業場、通路、緑地等として利用されています。

今回汚染が判明したふっ素及びその化合物の取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)